

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後													改正前												
別表（第二条関係） 一 本庁に置く職													別表（第二条関係） 一 本庁に置く職												
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考										
経営戦略審議官	(略)	(略)	(略)	経営戦略審議官	(略)	(略)	(略)	経営戦略審議官	(略)	(略)	(略)	経営戦略審議官	(略)	(略)	(略)										
D・X審議官	局	知事の命を受け、デジタルトランスフォーメーションに関する事務を掌理する。	総務局に必要に 置く。	D・X審議官	局	知事の命を受け、デジタルトランスフォーメーションに関する事務を掌理する。	総務局に必要に 置く。	D・X審議官	局	知事の命を受け、デジタルトランスフォーメーションに関する事務を掌理する。	総務局に必要に 置く。	D・X審議官	局	知事の命を受け、デジタルトランスフォーメーションに関する事務を掌理する。	総務局に必要に 置く。										
担当部長	(略)	(略)	(略)	担当部長	(略)	(略)	(略)	担当部長	(略)	(略)	(略)	担当部長	(略)	(略)	(略)										
長	(略)	(略)	(略)	長	(略)	(略)	(略)	長	(略)	(略)	(略)	長	(略)	(略)	(略)										
審理監	(略)	(略)	(略)	審理監	(略)	(略)	(略)	審理監	(略)	(略)	(略)	審理監	(略)	(略)	(略)										
情報戦略補佐	局	上司の命を受け、情報システムに関する事務を整理する。	総務局に必要に 置く。	情報戦略補佐	局	上司の命を受け、情報システムに関する事務を整理する。	総務局に必要に 置く。	情報戦略補佐	局	上司の命を受け、情報システムに関する事務を整理する。	総務局に必要に 置く。	情報戦略補佐	局	上司の命を受け、情報システムに関する事務を整理する。	総務局に必要に 置く。										
デジタル県庁推進担当課長	(略)	(略)	(略)	デジタル県庁推進担当課長	(略)	(略)	(略)	デジタル県庁推進担当課長	(略)	(略)	(略)	デジタル県庁推進担当課長	(略)	(略)	(略)										
県庁情報システム担当課長	局	上司の命を受け、情報システムの最適化に関する事務を掌理する。	総務局に必要に 置く。	県庁情報システム担当課長	局	上司の命を受け、情報システムの最適化に関する事務を掌理する。	総務局に必要に 置く。	県庁情報システム担当課長	局	上司の命を受け、情報システムの最適化に関する事務を掌理する。	総務局に必要に 置く。	県庁情報システム担当課長	局	上司の命を受け、情報システムの最適化に関する事務を掌理する。	総務局に必要に 置く。										
新型コロナウイルス感染症	(略)	(略)	(略)	新型コロナウイルス感染症	(略)	(略)	(略)	新型コロナウイルス感染症	(略)	(略)	(略)	新型コロナウイルス感染症	(略)	(略)	(略)										

<p>備考</p> <p>1 部長、担当部長及び担当監については、特定の事務名を付した職名とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課（課長の項に掲げるものを除く。）には、行政組織規則第三条に基づく機関、行政組織規則第五条第二項に基づくDX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム及びイノベーション推進チーム並びに行政組織規則第六条第一項に基づく複合組織が含まれる。</p>	東部産	略				対策担当課長
	業支援	略				
	センタ	略				
	長	略				
二 (略)						

  

<p>備考</p> <p>1 部長及び担当監については、特定の事務名を付した職名とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課（課長の項に掲げるものを除く。）には、行政組織規則第三条に基づく機関、行政組織規則第五条第二項に基づくデジタルトランスフォーメーション推進チーム、経営企画チーム、ブランド・コミュニケーション戦略チーム及びイノベーション推進チーム並びに行政組織規則第六条第一項に基づく複合組織が含まれる。</p>	東部産	略		医療機能強化	担当課長	対策担当課長
	業支援	略		局		
	担当次	略				
	長	略				
二 (略)						

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。